

平成24年(ワ)第3671号外 大飯原子力発電所差止等請求事件  
原告 竹本 修三 外  
被告 国 外1名

## 証 拠 説 明 書

(第85準備書面関係)

2021年(令和3年)12月6日

京都地方裁判所 第6民事部合議ろA係 御中

原告ら訴訟代理人  
弁 護 士 出 口 治 男  
同 渡 辺 輝 人  
外

原告らは、下記のとおり証拠説明をします。

記

号証	証拠の標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
595	口頭弁論要旨 写し	2021年12月3日	原告	原発事故が起きた際に、舞鶴市民が避難することは困難であること。

以上